

## 介護保険に関する住宅改修費支給申請手続き上の留意点

### 1. 申請手続きについて

住宅改修費の支給を希望される方は1)、2)の書類をもって、甲賀市健康福祉部長寿福祉課に事前に申請をしてください。事前申請の確認済通知を受け、工事が完了した後に4)、5)の書類をもって、完了報告をしてください。

#### 1)申請書(別紙様式1)・・・事前申請

※被保険者(本人)または同一世帯員以外の別世帯の者が申請者となる場合は、被保険者(本人)が申請者に委任したことが分かる委任状を添付してください。

#### 2)事前申請にかかる添付書類

##### ①「住宅改修が必要な理由書」(別紙)

被保険者(本人)の心身の状況及び日常生活上の動線・住宅の状況・福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の種別とその選定理由を、基本的には介護支援専門員が記載します。(理由書の項目に沿って記入)

##### ②日常生活上の動線

家全体の概略図に、被保険者の居室からの動線をすべて記入してください。

##### ③改修内訳書・・・工事費見積書

改修内訳書は、改修箇所・内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとす。

※介護保険住宅改修費を申請するために必要となった書類作成費用などは計上されても対象にはなりません。

##### ④住宅改修前後の状態がわかる書類

・改修箇所ごとの改修前の写真(原則として撮影日がわかるもの)

※写真の日付については、カメラの日付機能により、または、紙・看板等に書き込むことにより撮影の年月日表示を写真内に写しこむことを原則とする。(改修前・改修後とも)

・見取図等

※段差をまたぐための手すりの設置や段差解消のための改修を行う場合は、その段差の状態がわかるもの(サイズや形状のわかる断面図または立体図)及び段差部分にメジャーをあてた写真を追加してください。

##### ⑤住宅所有者の承諾書

当該住宅改修を行う被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書を添付してください。

3)上記の事前申請を行い、保険者より事前申請についての確認済通知を受けた後に住宅改修の着工をしてください。(確認済通知を受けずに着工された場合は対象外となります。)

4)完了報告書(別紙様式3)

5)完了報告にかかる添付書類

①住宅改修に要した費用にかかる領収書

※原則、被保険者あての領収書とするが、住宅所有者あてのものも可とする。

②領収書にかかる工事費内訳書・・・工事費請求書

内訳書は、改修箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものと  
する。

③完成後の状態を確認できる書類

・改修前の写真に対応した改修箇所ごとの改修後の写真(原則として撮影日がわかるもの)

・見取り図

※写真の日付については、カメラの日付機能により、または、紙・看板等に書き込むことにより撮影の  
年月日表示を写真内に写しこむことを原則とする。(改修前・改修後とも)

## 2. 住宅改修の種類について

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給にかかる住宅改修の種類に準ずる。

- 1) 手すりの取り付け及び手すりの取り付けのための壁の下地補強
- 2) 段差の解消及び浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
- 3) 滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更及びそれにかかる  
下地の補強や根太の補強又は路盤の整備
- 4) 引き戸等への扉の取替え及びそれに伴う壁又は柱の改修工事
- 5) 洋式便器等への便器の取替え及びそれに伴う給排水設備工事、床材の変更

## 3. 被保険者の費用負担及び住宅改修の支給について

介護保険制度により、被保険者の費用負担は、支給限度基準額20万円を上限として、住宅改修にか  
かる費用の1～2割の負担となります。ただし、全額を被保険者が改修業者等に支払った後、保険給付  
額(8～9割分)を甲賀市が被保険者に返還する償還払いとします。

※平成30年8月から一定以上所得者は3割負担になります。

**注意**: 住宅改修費の支給を希望される方で、介護保険料の滞納がある場合は、未納期間に応じて、  
利用者負担が3割に引き上げられるなどの給付の制限が生じます。未納期間がないか、事前に必  
ず介護保険被保険者証を確認してください。

## 4. 改修する住宅の住所についての留意点

保険給付対象として改修できる住宅は、被保険者の介護保険被保険者証に記載されている住所の住  
宅です。これ以外の住所の住宅改修は、保険給付の対象になりませんのでご留意ください。

## 5. 住宅改修費の支給時期について

住宅改修の完了報告後、保険者が当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、完了報告より3ヶ月程度後の振込みとなります。

＝不明な点は、甲賀市健康福祉部長寿福祉課までお問い合わせください。＝

＜ 甲賀市役所 長寿福祉課 ＞  
〒528-8502  
甲賀市水口町水口6053番地  
電話：69-2165 FAX：63-4085